

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和6年度第2回松阪市特別職報酬等審議会
2. 開 催 日 時	令和7年2月10日(月) 午前10時00分～午前11時30分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟2階 第3委員会室
4. 出席者氏名	(委 員) 寺本博美(会長)、水谷勝美(会長代理)、高畑明弘、山本清己、伊藤暁広、庄司愛、先浦宏紀、砂子美由紀 (事務局) 総務部長 池田 肇、職員課長 橋本尚由、職員課給与厚生係長 高山剛将
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0人
7. 担 当	松阪市総務部職員課 TEL 0598-53-4327 FAX 0598-26-4030 e-mail syo.div@city.matsusaka.mie.jp

### 事項

#### 1. 議事

議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について

#### 2. その他

### 議事録

#### 別紙

## 令和6年度第2回特別職報酬等審議会議事録

令和7年2月10日 午前10時00分  
市役所議会棟2階第3委員会室

【出席委員】 会長、水谷会長代理、高畑委員、山本委員、伊藤委員、庄司委員、先浦委員、砂子委員

【事務局】 池田総務部長、橋本職員課長、高山給与厚生係長

### 【議事録】

(事務局) 定刻になりましたので、只今より、第2回松阪市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。

本日の出席委員は8名中8名で、全委員の出席がありますので、本審議会条例第5条第2項の規定により本会議が成立していることを報告いたします。

それでは議事進行につきまして、会長、よろしくお願いいたします。

(会長) 皆さんおはようございます。早速ですが議事を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず最初に前回の振り返りですが、事務局から、県内他市や類似団体との比較資料や、松阪市の財政状況、人事院勧告の内容についての説明がございました。また、地域の経済の情勢等については、委員からご説明いただきました。

さらには、竹上市長の挨拶にもありましたが、松阪市議会から、議員定数等在り方調査会からの意見書も参考資料として提出されています。

それらを踏まえて、各委員の皆様から、お一人ずつ、ご意見を賜ったところ、大まかな方向性としては、市長、副市長、教育長の給料、そして議長の報酬、ともに「引き上げるべき」ということで一致したことと思います。

一部報道では、まだ結論や答申が出ていないにも関わらず「引上げの方向を示す」といった審議途中の記事が出ていて、少し早いなどは感じましたが。

具体的な引上げ幅についてですが、これについては色々な考え方ができることから、事務局で色々と案を作成いただきました。メールで事前に届いていたと思いますが、それについて説明を受けながら検討していきたいと思っております。

前回、委員から、当初予算に対する人件費比率を示すことについてのご提案があったことと思いますので、まず先にそのことについて事務局から説明いただきます。

(事務局) それでは、お手元に配布いたしました資料のうち、一番上にあります資料をご覧ください。

前回、委員から、県内各市や類似団体との比較資料の中で一般会計の当初予算額に対する人件費の比率があつてはどうか、というご提案をいただきました。今回、資料1の1ページにありました、令和6年度一般会計当初予算額のうち人件費の金額を抜き出しまして、予算額に対する人件費率を計算いたしました。

順位については、比率が高いところから順に振らせていただきましたので、順位が高いほど人件費比率が高く、自由に使える予算が少なくなるということになりまして、あまりよくない順位

ということになります。本市については、県内各市、類似団体、いずれにおいても、比較的低いところに位置しています。来年度以降の資料については、資料 1 に人件費比率を予め表記しておこうと思います。

また、人件費比率とは関係ございませんが、もうひとつ「令和 6 年度における県内各市の報酬審開催状況および給料・報酬及び期末手当の改定状況について」という資料をお配りしています。こちらについては、県内各市の報酬等審議会の開催状況等を示したものでございますので、参考をお願いいたします。以上でございます。

(会長)

何かご質問などございませんでしょうか。

(委員)「令和 6 年度における県内各市の報酬審開催状況および給料・報酬及び期末手当の改定状況について」という資料についてですが、例えば津市については、報酬審議会が開催されていないが、改定となっているのは、自動的に改定されているということですか。

(事務局) はい。この表については、左半分が給料や報酬についての改定状況、右半分が期末手当についての改定状況を示したものでございます。特別職の給料や報酬を改定する場合は、特別職報酬等審議会で諮らなければならない、ということがどこの自治体においても条例上規定されているのですが、期末手当の改定については条例上の規定がないため、審議会に諮らずとも改定が可能となっております。

松阪市においては、報酬等審議会の中でご審議いただきご意見を賜っておりますが、他の自治体では、報酬等審議会に諮らず、独自に改定しているところが多々ございます。

(委員) ということは、(津市は) 給料や報酬は改定がなく、期末手当は改定があったということか。他の市についても、この表で報酬等審議会の開催がない自治体は、給料や報酬の改定がないと理解してよろしいか。

(事務局) おっしゃるとおりです。問題ありません。

(会長) ほかに何か質問はありますか。

(委員) 今の質問に関連するが、伊勢市、鈴鹿市などは久しく報酬等審議会が開催されていなかったように思うが、今回開催しているということは、引上げの方向なのか。

(事務局) それについては分かりかねますが、伊勢市と鈴鹿市、そして桑名市については数年ぶりの開催かと思われます。亀山市については昨年度も開催しておりまして、昨年度の答申は据置きということでした。ちなみに四日市市も昨年度開催しておりまして、昨年度も今年度も引上げということですので。従いまして、県内では松阪市と桑名市と亀山市が昨年度も開催していたということですよ。

(会長) ほかに何か確認しておくことはございますか。

(委員) 他市の改定状況の中で、令和 6 年 12 月など改定が済んでいるということは、また順位が変わるということか。

(会長) この表は今の状況なので、改定後の順位がどうなるかというのは、今の時点では分からないです。

他に何かありますか。なければ、改めて事務局から4つの案についてご説明いただきます。

(事務局) それでは、事務局案についてご説明いたします。前回のご意見や全国他市の答申の内容などをもとに、4つの案を作成いたしました。

案1については、令和6年度の人事院勧告に伴う国家公務員の指定職の給料表改定率である1.1%を引上げ幅の根拠としたものです。全国他市の答申、全てを確認したわけではなく、根拠を示さない答申も多くありましたが、確認できた中では、一番根拠として使われていたように思います。

月額試算という表については、現行の額から1.1%引き上げた場合の金額と、その金額となった場合の県内各市における順位、類似団体における順位をお示しいたしました。括弧内の数字は、資料1の9ページ、10ページで比較しています、現行の給料額または報酬額の比較順位から、どれだけ順位が変わったかをお示ししています。なお、他市との比較順位においては、現時点で引き上げることが確定している団体については、引上げ後の金額で比較していますが、現在開催中のところなどもありますので、あくまでも目安という形でお願いいたします。また、引上げ額については、千円未満は切り捨て処理をさせていただきます。

月額試算の表の右側は、改定後の月額で年収がいくらになるか試算したものでございます。なお、期末手当については、多くの自治体が昨年12月に改定済みである状況を踏まえ、本市においても、市長等が年間4.6月、議員については年間3.45月で試算させていただきます。

案2については、令和6年度の人事院勧告に伴い、松阪市の一般職員のうち、係長級以上のいわゆる役職者の給料の平均改定率1.59%を根拠としたものでございます。他の審議会の答申では、一般職員のうち、最も職階の高い管理職の平均改定率を根拠としたものが多く見受けられます。

本市においては部長級がもっとも高い職階になりますが、その平均改定率を算出したところ、ポイントの2行目にあるとおり、1.18%となりました。後程申し上げます、案3と案1の中間にあたるような改定率を根拠としたものをご提示できればよかったですのですが、都合の良い根拠は見当たりませんでした。1.18%ですと、案1と大差がないことかその平均をとる範囲を、部長級のひとつ下位の職階である次長級まで広げたところ、1.19%と、これまた変化がなく、係長級まで広げた結果が1.59%という数字になります。

係長級は役職者ではありますが、管理職という立場ではないため、根拠としてはやや弱いところがございます。逆に、案1と大差はありませんが、部長級の平均改定率1.18%という数字は一つの根拠として十分かと思われれます。

案3については、令和6年人事院勧告における官民較差率2.76%を根拠としたものです。県内では、平成16年度以来、据置きだった桑名市がこれを根拠としています。

案4については、令和6年人事院勧告における国家公務員の一般職給与改定率3.0%を根拠とするものです。

併せてお配りしたグラフについては、案1から案4までの金額を他市の比較したものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

(会長) はい、ありがとうございました。1案から4案まで、それぞれ根拠を持たせていますが、計算式というのはありますか。

(事務局) はい、特に難しい計算式ではなく、現行の金額に各案の引上げ率を乗じているだけの単純なもので、端数は千円未満を切捨としています。

(会長) それではこの案を基準に各委員からご意見を伺いたいのですが、先に確認しておきたいことなどありますか。

(委員) 三重県知事の改定率は。

(事務局) はい。三重県の報酬審議会については、答申が昨年12月24日に出ておまして、前回の審議会が行われたのが平成19年で、それ以降の一般職の部長職職員の給料改定率の累積が1.57%ということで、これを根拠として知事は20,000円ほど引き上げるとう内容になっています。

(委員) 累積ということは、平成19年から今回までの間にマイナス改定があった場合も含めるということか。

(事務局) 公表された資料がありませんので詳しく確認はできていませんが、累積という言葉の意味からすると、プラス改定とマイナス改定を含めての合計かと思われます。

(会長) それでは順番にご意見を賜っていきたく存じます。まず3役の給料について、委員からよろしく願いいたします。

(委員) 前回は引上げという結果であるが、今回も第2案ぐらいでいいのかなと思います。他市の状況、桑名市の引上げの根拠は何だったのか。

(事務局) 桑名市のほうから答申の写しを頂いていますので、その部分を読み上げさせていただきます。「市長、副市長の給料については平成16年4月以降、据置きとなっています。その職責は重いものであり、職務内容も休日等問わず大変な職務であることは理解しています。また、近年の著しい物価高騰や、民間企業において賃金水準の引上げがなされていることを踏まえると、給料の額を引き上げる必要があるとの意見で一致しました。市長及び副市長は職員を指揮監督する常勤職員であることから一般職の給与改定の状況を重視し、令和6年度の人事院勧告における官民較差に準じて引き上げることとし、引上げ幅については市長を月額28,000円、副市長を月額21,000円とすることが適当であるという結論に至りました。」となっています。これ以上の深い内容については分かりかねます。

(会長) 桑名市が2.76%という高い改定率なのは、長年据置きだった影響が大きいと思いますが、人事院勧告というものを根拠としているところは、人事院勧告が公務員全体に大きく影響するものだという事でしょう。民間企業は民間企業としてのメカニズムやルールがありますが、公務員については、なかなかそうはいかない部分がありますので。

議員についても定数は削減していきまじ、平均年齢も高齢化してきているのではと感じます。日本の年間収入の中央値というのが400万円ほど。単純な平均だと高いほうに引っ張られてしまうので意味がないですが、中央値で400万円というのが一般的に出ています。それに比べればはるかに高い報酬ですが、またそれは別の話になりますが、なぜ“特別(職)”か、という部分を考えていく必要があるでしょう。若い人たちが、自分たちの町のために頑張ろう、という思いに対してインセンティブが

感じられるような金額であること、その辺りが議員定数等在り方調査会の意見書でもあるかと思いません。

続きまして、委員をお願いします。

(委員) 松阪市というのは三重県の市町のなかで経済規模も人口も4番目くらいと認識しているのですが、一方で市の財政状況、財政力指数は14市中10番目となっており、他市に比べ財政的に余裕があるとはいえない。本日配布のあった県内他市の改定状況をみると、据置きが8市、開催中などが6市だが、そんな中で松阪市は昨年度1.1%の引上げを行っていることも勘案すると、国家公務員の指定職の改定率である1.1%が妥当ではないかと考えます。

(会長) それでは委員をお願いします。

(委員) 松阪市は実質公債比率が低いところからも健全な財政運営をしてもらっているのかなと思います。松阪は三重県のへそになる、日本のへそになるという話も(市政施行20周年の式典で)出ておりましたが、松阪市のチカラを考えると、現状の額は低いと感じます。市長の給料が生活給なのかと考えると必ずしもそうではないかと、それも含めて案3あたりでお願いします。

(会長) おっしゃるとおり全てが生活給という捉え方ではなく、特別職はそれなりの職責がありますので、十分に勘案しなければいけない部分だと思います。

それでは委員をお願いします。

(委員) 他市と比較して低いというのは昨年度やこれまでの審議会も含めての共通認識。これまでも人事院勧告の数字は認識しつつも、平均では引上げになっているが年齢層というか管理職の層を意識して、据置きという判断をしていたかと思います。なので、松阪市でいう部長職の改定率を基準にするべきかと思いました。2案のうちの、部長級だけの平均改定率をみると1.18%なので。1案から4案の中で言えば1案と2案の間くらいか。中途半端な意見で申し訳ないですが。

(会長) それでは委員をお願いします。

(委員) 私も委員と同じで1案か2案なのかと感じています。前回もお話ししましたが、個人の感覚としては急激な物価高騰で身の回りのものが値上がりしている中で、私どもの業界でも高いものでは5倍ぐらい値上がりしています。建築業界、自動車業界、物流も含め値上がりは著しいので、その中で生活していく中においては、給料を引き上げていくは必要かと思います。

一方で、中小企業の立場からいくと(賃金改定を簡単に行えない)厳しい状況というのが去年に引き続きあること、また、昨年度に改定しているので2年連続になることを考えると、1案か2案なのかどちらかなのかな、というのが私の意見です。

(会長) それでは委員をお願いします。

(委員) 私は1案の1.1%がいいのではないかと思います。根拠としましては、今年度の人事院勧告の国家公務員の指定職の改定率になりますが、市長は選挙で選ばれた方、他の方もそれに近い職責を担っている方々です。県内他市の状況をみますと、四日市市が昨年1.5%、今年が1.1%引き上げて

います。桑名市は数年ぶりなので高い引上げ率なので理解できるが、2年連続ということでは、1案が妥当な水準ではないかなと思います。

もう1点が、手堅い財政運営をされているという部分です。予算に対する人件費比率も相対的に低いということもありますし、特別職の額が改定されても一般職の影響と比べて人件費比率に影響はないのかなと思います。

あと、経済事情と民間動向という部分で、消費者物価指数が上がっている中、実質賃金はまだマイナスなところですので、まだまだ民間企業もこれから賃金が上昇してくるのでは。前回の中小企業団体中央会の資料でも三重県は1万円くらい上がっているのです、1案の市長で言えば11,000円は世間一般的にみても高い引上げ幅だということにはならないのかなと思います。

(会長) それでは委員をお願いします。

(委員) 中小企業に余裕がない中、2年連続引上げという部分について市民感情からすると1案でよいのかなと思います。

(会長) ありがとうございます。毎年引き上げるということと、数年ぶりに引き上げることと、市民がどう反応するかという部分になろうかと思います。

各委員の皆様の意見をお伺いしたところ、高い引上げ率(3案と4案)と低い引上げ率(1案と2案)に分けてみた場合、低い引上げ率を支持される声が多数となっています。1案と2案で分かれていますが、中小企業の動向がもう少し良ければ問題ないのでしょうか。

(委員) 他の委員も、2年連続ということに対して慎重な意見が多かったですし、全体のご意見を聞かせてもらうと1案でよいのかなと思いました。

(会長) 特別職の皆様は、数字や金額では表すことのできない大変さがあります。皆様の中でも役職についていらっしゃる方がお見えですし、その辺りは感じていらっしゃるかと思います。

まず、低い引上げ率(1案と2案)のほうで進めるということに対しては問題ないでしょうか。

#### 異議なしの声

(会長) ありがとうございます。問題は、大きく1案か2案かということですが、1案を支持する委員が多いということなので、財政力指数に関するご意見などもありましたが、市民感情に配慮すべきという意見も複数あったことを勘案すると、1案でよいのかなと思います。

(委員) よろしいですか。私は2案のうち、部長級の平均である1.18%が適当ではないかと申し上げた理由のひとつに、民間企業の状況もあります。民間企業の管理職はかなり(賃金の引上げという部分では)渋いので、役職に応じた相対性というのは考える必要があるのかなと思います。議員についてはもう少し高い率でもいいのかなどは思いますが。ただ、会長がおっしゃった1案の1.1%という部分について異論はございません。

(会長) ありがとうございます。それでは、市長、副市長、教育長の給料については、1案の国家公務員指定職の改定率である1.1%を根拠に引き上げることによって進めさせていただいてよろしいでしょうか。

## 異議なしの声

(会長) ありがとうございます。それでは続いて、議員報酬についても同様にご意見を賜りたいと思います。委員からお願いします。

(委員) 住民自治協議会連合会からの意見書で議員定数を 8 名減としたところ、半分の 4 名減という形で落ち着きました。報酬の額を引き上げることについては、例年、この特別職報酬等審議会で審議いただいていることは承知していましたので、具体的な引き上げ幅については示していませんでした。4 名減になってそれが適正かどうか、それを見極めたうえで改めて報酬等審議会で審議していくのも一つの手かなとは思いました。

(会長) 立場的なところもあるとは思いますが、いち委員としてはどうでしょうか。

(委員) 議員の皆様は本当に努力してもらっていることをよく知っていますので、今の報酬の額は低いとは感じています。専業とされている議員は少なく、副業がほとんどという中、若い人材が、よしやろうと思えるような報酬の額であるべきなのかなと思います。ただ、どの案かということは、皆様にお任せしたい。

(会長) 分かりました。続いて委員をお願いします。

(委員) 今回は議員定数が 4 人削減されるということですが、議員定数在り方調査会からの意見書の中に、過去の議員定数の経過があり、平成 21 年 8 月に 34 人から 30 人に、さらに平成 25 年 8 月に 28 人になっています。今回は 4 人減ということですが、資料 1 にある、同時期の報酬の改定の経過を見ると平成 22 年 2 月の報酬等審議会では 1,000 円減となっています。平成 26 年度は、給料の総合的見直しということも関係していると思いますが、ここでも減額となっています。こういう過去の経過を見ても、定数削減と報酬は意識する必要はあまりないのではないかと。減額となっているのはむしろ当時の社会情勢や経済情勢、人事院勧告の動向が反映されているように私は思います。

結果として、市長、副市長、教育長と同様に 1 案でいいのではないかと思います。

(会長) ありがとうございます。それでは委員をお願いします。

(委員) 議員報酬の中で社会保障費はどうなっているのか。

(事務局) 委員がおっしゃっていただいているのは、議員定数在り方調査会からの意見書にある、委員からの意見というところのことでしょうか。ここでの社会保障費というのは、我々のような公務員や民間企業に務めている方は、健康保険組合に加入し、労使折半という形で事業主の負担と本人負担を併せて負担金を収めることで健康保険などの制度を利用できたりする訳ですが、これらの費用のことかと思われます。その他に年金などもそうですが、議員に対してはこういった制度がございませんことから、本人の負担であるとか不安定さを危惧したものではないかと思われます。

(委員) ありがとうございます。本人の負担などが大きい部分ということも考慮して 3 案でお願いします。4 人削減になると単純計算で年間 3,000 万円ほど削減される中、3 案ですと 500 万円ほど増える。

削減分すべてを引上げ分に充てることではないが、いくらかは。

(会長) ありがとうございます。委員お願いします。

(委員) はい。今の議員の報酬をみると年収で700万円ほど。案2の役職者の年収がいくらぐらいか分からないが近いのは案2と案3の間のあたりかと推測します。どちらかといえば案3をお願いします。

(会長) ありがとうございます。委員お願いします。

(委員) 案2をお願いします。理由は他の委員と重複しますが、定数削減というよりは物価高騰や社会保障費が考慮されていないという部分を考慮すると案2ぐらいは引き上げてもいいのかなと。

(事務局) 失礼します。社会保障費の補足説明になりますが、議員については兼業を可能としていますので、例えば民間企業等に務めていらっしゃる議員については、そちらの健康保険や年金制度に加入されていることと思います。あくまでも、専業で議員をされている方についての説明でございました。申し訳ありませんでした。

(委員) ということは、専業の場合は、国民健康保険になるということか。

(事務局) おっしゃる通りです。

(委員) 議員年金もなくなったからね。

(委員) ありがとうございます。委員もおっしゃられたように、いちから議員を始めようという若い方がやりやすいような金額であるべき、少しでもそういう方が増えたらいいなという思いもこめて案2をお願いします。

(会長) ありがとうございます。委員お願いします。

(委員) 私は委員と同じ理由で1案をお願いします。

(委員) 私は2案の中の、松阪市の部長級の平均改定率1.18%が妥当かと思います。数字に近いのは1案です。

(会長) ありがとうございます。。議員報酬については、ボランティアでやっていただいているような国もありますが、多くの国はその額が保障されている部分がある、自己負担の部分もあるでしょうが。将来のこと、育てていくということ、人材を確保していくということも考える必要があります。皆さんのご意見をまとめると1案が3人、2案が2人、3案が2人、とこういう形になりました。低め(1案または2案)が5人、高め(案3または案4)が2人。数が多いという点では1案ということになります。中々、これでよいという誰もが納得するような案は難しいでしょうし、皆さんの思いや事情もよく分かりました。他市と比べて低いという認識は皆さんお持ちで、引き上げることに対しても問題がないでしょう。

(委員) 715 万円という年収は客観的にみて低い額ではないと思う。生活給ではないと言われればそれまでですが。

(会長) 確かに“特別職”の“報酬”という面から高めにはなっている。決して低い額ではないですし、日本の平均年収の中央値が 350 から 400 万円くらいということ。一千万円以上もらっている人は数パーセントとごく一部。それから比べれば高いとは言える。しかし、それと一緒にするべきではないということもある。他市と比べて低いということはあるが、極端に低いということもない。ただ、諸般の事情、物価上昇や社会情勢とかそういったものを勘案していけば、引き上げていくということ。

3 役の給料が 1.1%の引上げとして意見がまとまっていることもあるので、議員の報酬についても 1.1%の引上げが妥当であるという判断をしたいと思いますのでご同意いただきたいと思います。

次に、期末手当の支給率について検討していきます。これについては、毎年、一定の基準をもとに改正しているということです。市長、副市長、教育長については一般職の賞与の支給率に準じており、議員については、国の指定職の支給率に準じているところがあります。こちらについても各委員からご意見を伺いたいと思います。委員からよろしく願いいたします。

(委員) 会長のおっしゃられた内容でよいと思います。

(会長) ありがとうございます。委員お願いします。

(委員) 配布いただきました、各案の年収の試算は引き上げた後の支給率で試算しているのか。

(事務局) はい。特別職の期末手当に支給率に関しては、県内他市の大半が昨年 12 月に改定している状況を鑑みまして、少しでも実態に即した金額での比較をという思いから、各案の支給率および年収は、仮定ではございますが、他市の多くが採用している、4.6 月と 3.45 月で試算したのになっています。現状、本市の 3 役の支給率は年間 4.5 月、議員については年間 3.4 月となっています。

(委員) わかりました。3 役の支給率は年間 4.6 月、議員については年間 3.45 月に引き上げることでよいと思います。

(会長) ありがとうございます。委員お願いします。

(委員) 私も同じです。

(会長) ありがとうございます。委員お願いします。

(委員) 私も同じ考えです。

(会長) ありがとうございます。委員お願いします。

(委員) 私も同じです。

(会長) ありがとうございます。委員お願いします。

(委員) 私も同様です。

(会長) ありがとうございます。委員お願いします。

(委員) 私は据置きでいいかと思います。

(会長) ありがとうございます。それでは、皆様のご意見を伺った結果ですが、期末手当の支給率については、3 役の期末手当については、一般職員の支給率に準じて 0.1 月を引き上げ、議員の支給率についても、国の指定職の支給率に準じて 0.05 月を引き上げるべきという形で審議会の意見としたいと思います。

よろしいでしょうか。

異議なしの声

(会長) ありがとうございます。最後になりますが、改定の時期についての確認です。過去に改定を答申している場合は、直近の 4 月 1 日から改定するべき、としています。こちらについては、特に変更なく令和 7 年 4 月 1 日からということによろしいでしょうか。

異議なしの声

(会長) ありがとうございます。それでは、本日議論いただいたこと、審議会としての意見を、最終的には「答申」という形でまとめていきます。内容については、事務局と協議し、次回開催の際に案をご提示させていただきます。それでは進行を事務局に返します。

(事務局) ありがとうございます。第 3 回は、2 月 19 日、水曜日、午前 10 時からこの場所で開催をさせていただきますので、委員の皆さまどうぞよろしくお願いいたします。それでは、本日はこれにて審議会を終了させていただきます。お疲れ様でございました。

以上